

(案)

横浜港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和2年12月

横浜港港湾管理者

横浜市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成29年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成30年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成31年 3月 交通政策審議会第74回港湾分科会
- ・令和元年 12月 横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 専用埠頭計画	2
その他重要事項	3
1 港湾施設の利用	3
(1) 物資補給等のための施設	3
2 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	3
(1) 橋梁の桁下空間の確保	3

変更理由

- 1) 本牧ふ頭地区において、LNGバンカリング拠点を配置するため、公共埠頭計画及び物資補給等のための施設計画を変更する。
- 2) 立地企業の要請に対応するため、磯子地区において、専用埠頭を新たに計画する。
- 3) 内港地区（新港地区）において、港内の交通の円滑化及び周遊性の確保のため、臨港道路の橋梁の桁下空間を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 本牧ふ頭地区

LNGバンカリング船等の待機の用に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 350 m [新規計画] HA4A, 4B

2 専用埠頭計画

2-1 磯子地区

立地企業の要請に対応するため、次のとおり計画する。

水深 5.4 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

その他重要事項

1 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

LNGバンカリング船等の待機の用に対応するため、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

本牧ふ頭地区

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 350 m [新規計画] HA4A, 4B

2 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 橋梁の桁下空間の確保

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり変更する。

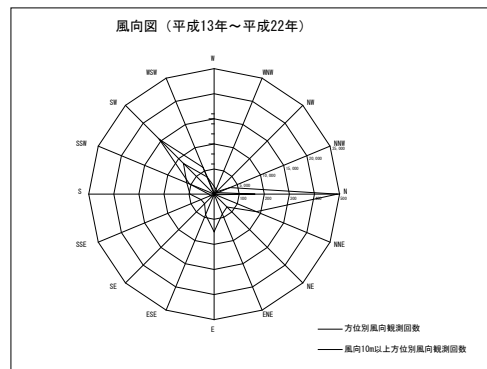
橋梁名	確保する桁下空間
女神橋	中央部 幅 65 m 高さ N.H.H.W.L. +3.45m

注) N.H.H.W.L. は略最高高潮面であり、横浜港工事事用基準面 Y.P. +2.75m を零位とする。

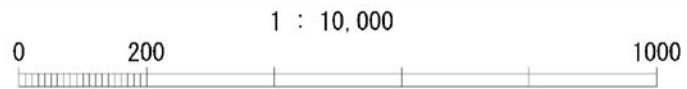
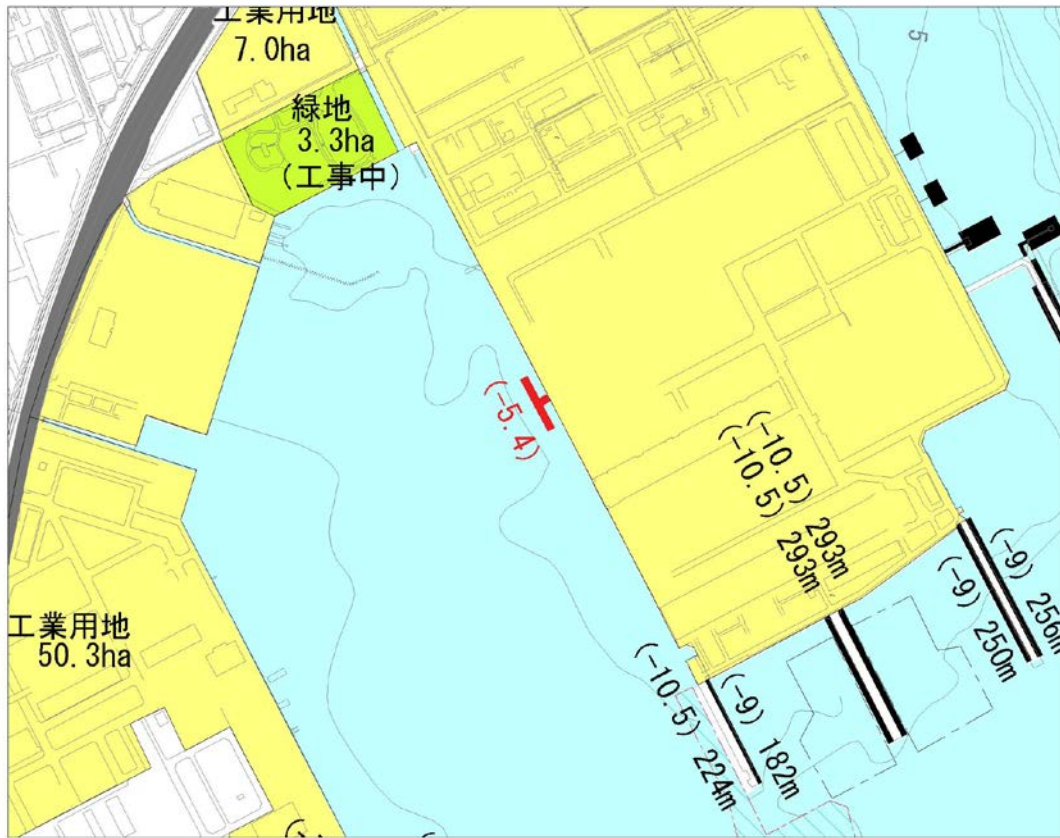
横浜港港湾計画図 〔本牧ふ頭地区（A突堤）〕



凡 例		
	航路・泊地	（既定計画）
	防波堤	（既設）
	公共岸壁	（既設）
	公共岸壁	（既定計画）
	公共岸壁	（今回計画）
	公共物揚場	（既設）
	物資補給岸壁	（既設）
	物資補給岸壁	（今回計画）
	小型さん橋	（既定計画）
	埠頭用地	（既定計画）
	交通機能用地	（既設）
	交通機能用地 （臨港道路）	（既定計画）
	その他用地	（既設）
	効率的な運営を特に促進する区域	
	臨海部物流拠点の形成を図る区域	
	効率的な流通業務を特に促進する区域	



横浜港港湾計画図 〔磯子地区〕



凡 例		
	航路・泊地	(既定計画)
	ドルフィン	(既設)
		(今回計画)
	小型さん橋	(既設)
	専用岸壁	(既設)
	緑地	(既設)
	その他用地	(既設)

